



労農記者クラブ提供

大阪労働局発表  
平成23年11月25日

担	大阪労働局職業安定部職業対策課
当	電話 (06)4790-6311

## 障害者雇用状況の集計結果

(平成23年6月1日現在の大阪における障害者の雇用の状況について)

- ・民間企業に雇用されている障害者の数は、3万5,774.0人と過去最高を更新前年より5.39%(1,829.5人)増え8年連続の増加
- ・民間企業における実雇用率は0.04ポイント低下し、1.63%(全国1.65%)
- ・法定雇用率達成企業の割合は、0.7ポイント低下し、43.8%(全国45.3%)
- ・1,000人以上規模で全国平均を上回る52.9%の企業が雇用率達成(全国49.8%)

障害者の雇用の促進等に関する法律により、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務づけられている大阪府内の民間企業、地方公共団体及び特殊法人等における平成23年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況は、次のとおりである。

(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等(P10~12参照))があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

### 1 民間企業における雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・1.8%の法定雇用率が適用される民間企業(大阪府に本社がある56人以上規模の企業)に雇用されている障害者の数は35,774.0人で、過去最高となった(仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、35,169.0人となり、前年より3.61%(1,224.5人)増加となる)。
- ・雇用者のうち、身体障害者は29,478.5人、知的障害者は5,328.5人、精神障害者は967.0人であった。
- ・実雇用率は1.63%であった(仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.73%程度となるものと推計される)。  
また、法定雇用率達成企業の割合は43.8%であった。

[総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)]

#### ○ 企業規模別の状況

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56~100人未満規模企業で2,190.5人、100~300人未満で5,608.5人、300~500人未満で2,898.5人、500~1,000人未満で4,110.5人、1,000人以上規模企業で20,9

66.0人であった。

- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率1.63%と比較すると、  
→1,000以上規模企業(1.84%)は上回った。  
→500人~1,000人未満規模企業(1.61%)、同300人~500人未満(1.45%)、同100人~300人未満(1.32%)、同56~100人未満(1.29%)については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、56~100人未満規模企業が42.5%、100人~300人未満が44.1%、300人~500人未満が41.5%、500人~1000人未満が44.3%、1,000人以上が52.9%であった。

[グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)]

### ○ 産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が0人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が2.0人、「建設業」が1,498.5人、「製造業」が12,506.5人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が693.5人、「情報通信業」が2,034.5人、「運輸業、郵便業」が2,752.5人、「卸売業、小売業」が4,990.0人、「金融業、保険業」が3,019.5人、「不動産業、物品賃貸業」が447.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が354.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が877.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が663.0人、「教育、学習支援業」が534.0人、「医療、福祉」が2,675.0人、「複合サービス事業」が140.5人、「サービス業」が2,586.0人であった。
- ・産業別の実雇用率では、「電気・ガス・熱供給・水道業」(2.04%)、「金融業、保険業」(1.81%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(1.89%)、「医療、福祉」(1.96%)、「複合サービス事業」(1.90%)の5業種は法定雇用率を上回っている。
- ・加えて、「製造業」(1.74%)、「運輸業、郵便業」(1.75%)の2業種は大阪における民間企業全体の実雇用率1.63%を上回っている。

[グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)]

### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・平成23年の法定雇用率未達成企業3,524社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が2,089社(59.3%)と過半数を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が2,108社(59.8%)となっている。

[詳細表1(5)]

### ○ 特例子会社の状況

- ・平成23年6月1日現在で親会社が大阪府内に所在する特例子会社(※)の認定を受けている企業は36社(前年より6社増)で雇用されている障害者の数は、1,879.0人であった。
- ・雇用者のうち、身体障害者は1,166.5人、知的障害者は655.0人、精神障害者は57.5人であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

[詳細表1(6)]

## 2 公的機関における在職状況

**(1) 大阪府の機関（法定雇用率2.1%）**

大阪府の機関に在職している障害者の数は348.5人、実雇用率は2.97%であった。  
大阪府の機関はすべて達成。

[総括表2(2)、詳細表2(2)、4(1)・(2)]

**(2) 大阪府教育委員会**

2.0%の法定雇用率が適用される大阪府教育委員会に在職している障害者の数は567.0人、実雇用率は2.00%であった。

[総括表2(4)、詳細表2(4)、4(3)]

**(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）**

市町村の機関に在職している障害者の数は1743.0人、実雇用率は2.58%であった。  
92機関中87機関が達成。

**【未達成の機関】**

池田市、豊中市教育委員会、高槻市教育委員会、市立池田病院、市立豊中病院

[総括表2(3)、詳細表2(3)、4(4)・(5)・(7)]

**(4) 市町村の一部教育委員会**

2.0%の法定雇用率が適用される市町村の一部教育委員会に在職している障害者の数は335.5人、実雇用率は2.11%であった。  
すべての4機関が達成。

[総括表2(4)、詳細表2(4)・4(6)]

**3 独立行政法人等における雇用状況**

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は294.5人、実雇用率は1.89%であった。  
12法人中7法人が達成。

**【未達成の法人】**

公立大学法人大阪府立大学、公立大学法人大阪市立大学、大阪市住宅供給公社、地方独立行政法人大阪府立病院機構、地方独立行政法人りんくう総合医療センター

なお、大阪市住宅供給公社については、8月1日現在において、障害者の数6人、実雇用率1.99%、不足数0.0人となっている。

地方独立行政法人大阪府立病院機構については、10月1日現在において、障害者の数60.5人、実雇用率2.11%、不足数0.0人となっている。

[総括表3、詳細表3、4(8)]

平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	2,190,173.5 人	35,774.0 人	1.63 %	2,742 / 6,266	43.8 %
	( 2,036,074.0 人 )	( 33,944.5 人 )	( 1.67 % )	( 2,698 / 6,069 )	( 44.5 % )

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 府・市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	79,417.0 人	2,091.5 人	2.63 %	91 / 96	94.8 %
	( 68,596.0 人 )	( 1,965.5 人 )	( 2.87 % )	( 92 / 96 )	( 95.8 % )

(2) 大阪府の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	11,741.0 人	348.5 人	2.97 %	4 / 4	100.0 %
	( 10,723.0 人 )	( 316.0 人 )	( 2.95 % )	( 4 / 4 )	( 100.0 % )
大阪府知事室	8,916.0 人	286.5 人	3.21 %	1 / 1	100.0 %
	( 8,423.0 人 )	( 265.0 人 )	( 3.15 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )
大阪府その他の機関	2,825.0 人	62.0 人	2.19 %	3 / 3	100.0 %
	( 2,300.0 人 )	( 51.0 人 )	( 2.22 % )	( 3 / 3 )	( 100.0 % )

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	67,676.0 人	1,743.0 人	2.58 %	87 / 92	94.6 %
	( 57,873.0 人 )	( 1,649.5 人 )	( 2.85 % )	( 88 / 92 )	( 95.7 % )

(4) 法定雇用率2.0%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	44,304.0 人 ( 39,576.0 人 )	902.5 人 ( 862.0 人 )	2.04 % ( 2.18 % )	5 / 5 ( 4 / 5 )	100.0 % ( 80.0 % )
大阪府 教育委員会	28,378.0 人 ( 23,847.0 人 )	567.0 人 ( 554.0 人 )	2.00 % ( 2.32 % )	1 / 1 ( 1 / 1 )	100.0 % ( 100.0 % )
市町村 教育委員会	15,926.0 人 ( 15,729.0 人 )	335.5 人 ( 308.0 人 )	2.11 % ( 1.96 % )	4 / 4 ( 3 / 4 )	100.0 % ( 75.0 % )

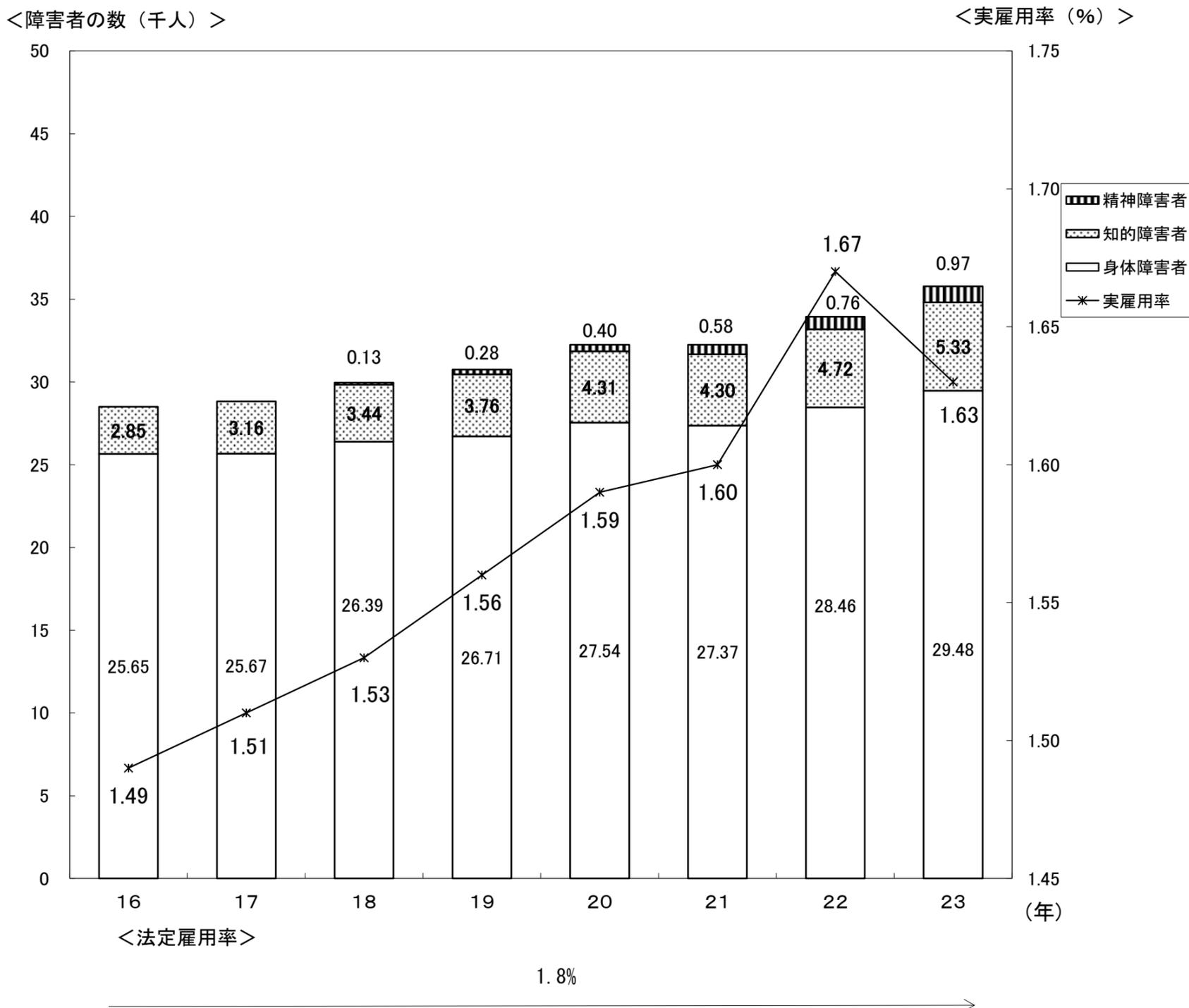
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	15,592.0 人 ( 12,285.0 人 )	294.5 人 ( 275.0 人 )	1.89 % ( 2.24 % )	7 / 12 ( 9 / 11 )	58.3 % ( 81.8 % )
独立行政法人 等(国立大学 法人等を除く)	2,224.5 人 ( 1,897.0 人 )	51.5 人 ( 45.0 人 )	2.32 % ( 2.37 % )	3 / 3 ( 3 / 3 )	100.0 % ( 100.0 % )
国立大学法人等	9,169.5 人 ( 7,525.0 人 )	167.5 人 ( 166.0 人 )	1.83 % ( 2.21 % )	2 / 4 ( 3 / 4 )	50.0 % ( 75.0 % )
公社	793.5 人 ( 875.0 人 )	18.0 人 ( 21.0 人 )	2.27 % ( 2.40 % )	2 / 3 ( 2 / 3 )	66.7 % ( 66.7 % )
地方独立行政 法人等	3,404.5 人 ( 1,988.0 人 )	57.5 人 ( 43.0 人 )	1.69 % ( 2.16 % )	0 / 2 ( 1 / 1 )	0.0 % ( 100.0 % )

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成22年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

## 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

### (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

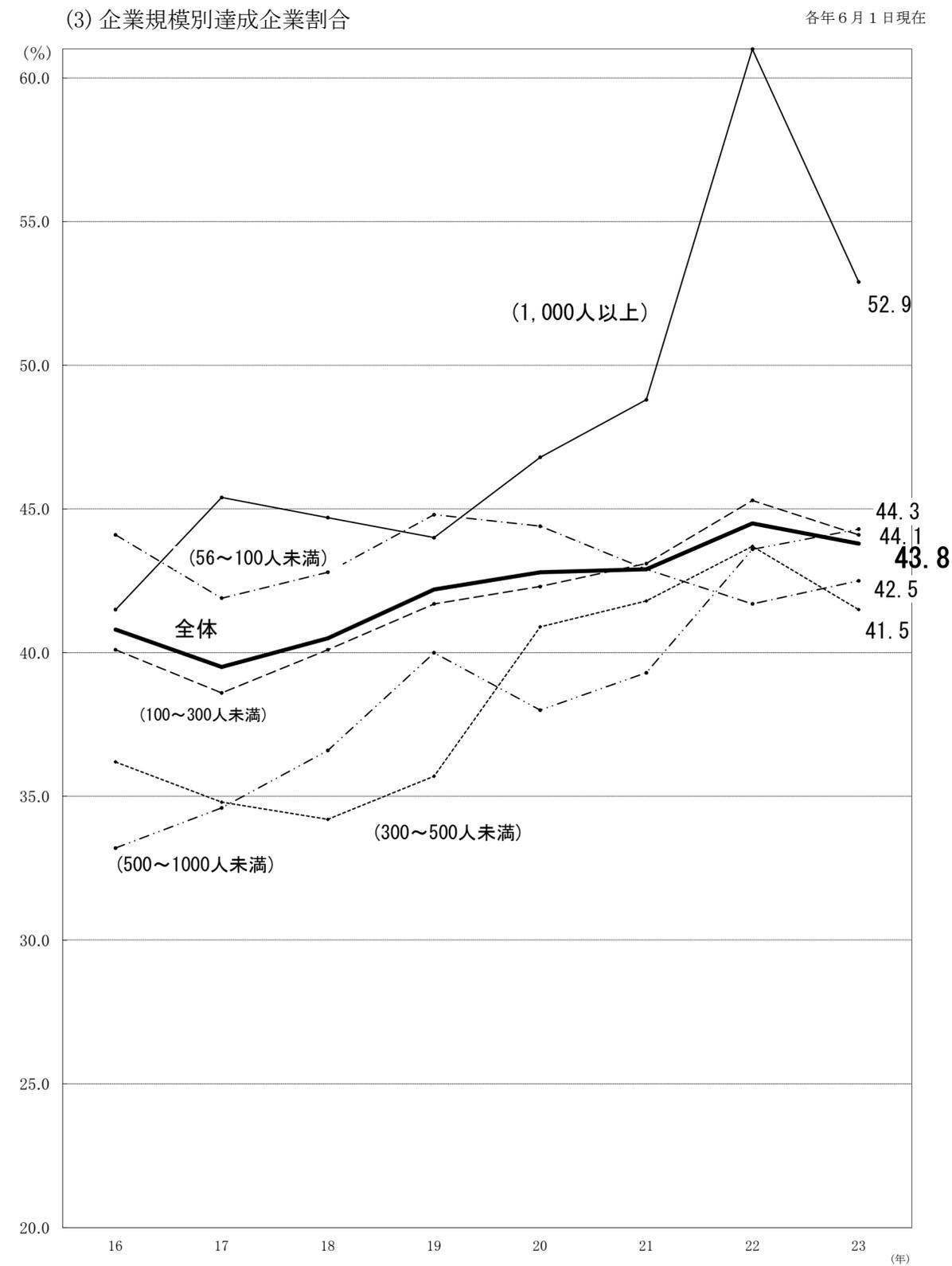
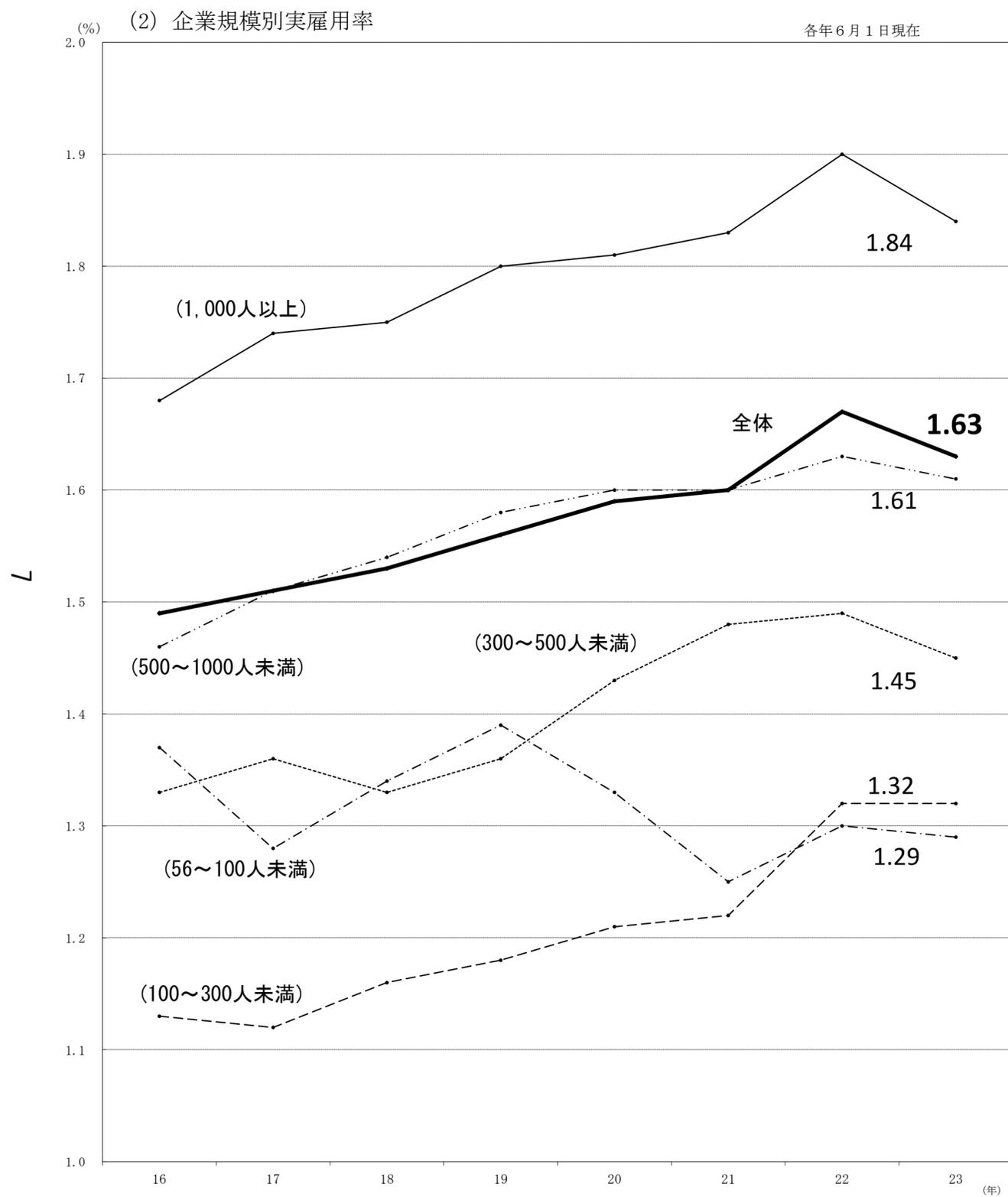
注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

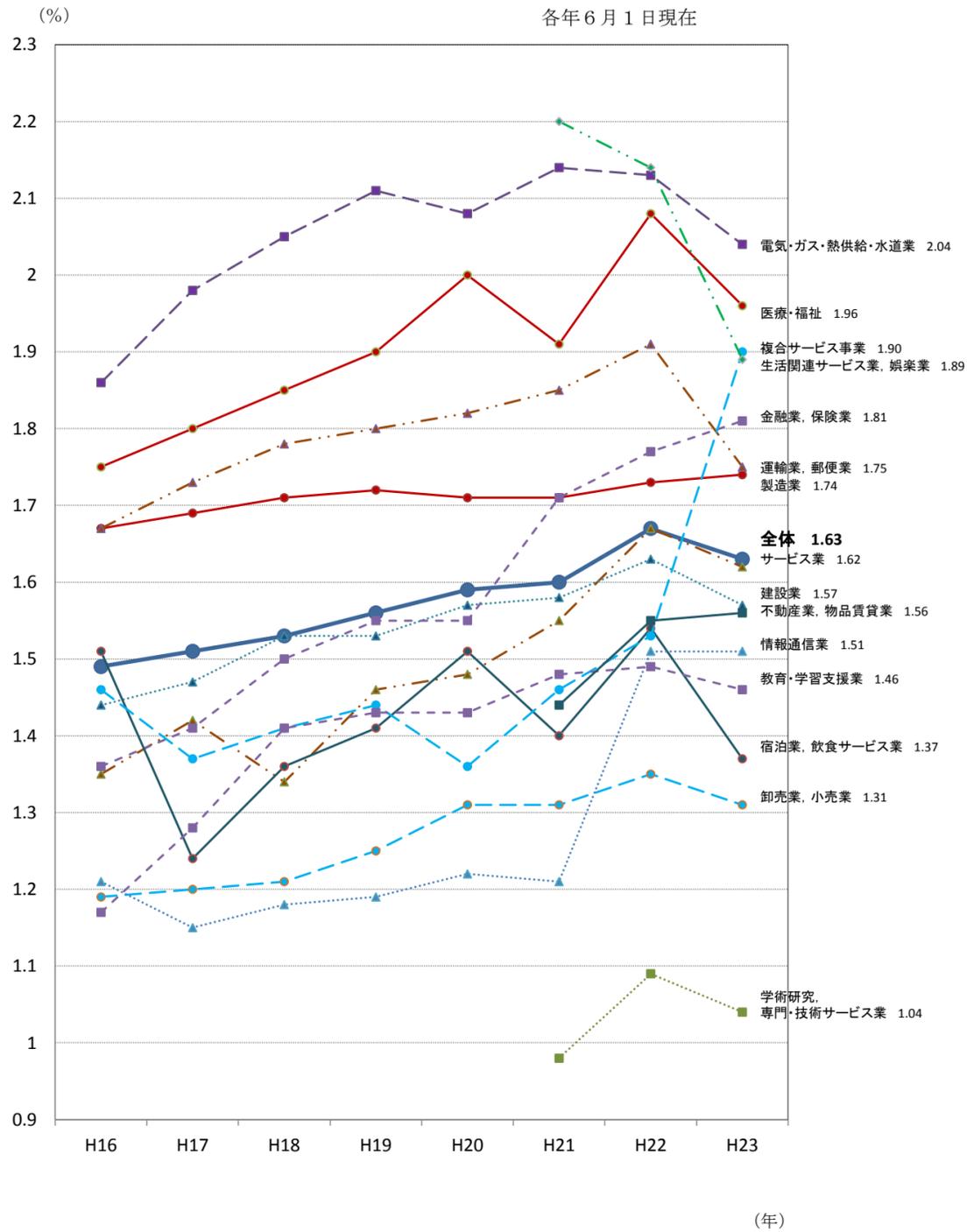
平成23年度以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者  
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 知的障害者である短時間労働者  
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

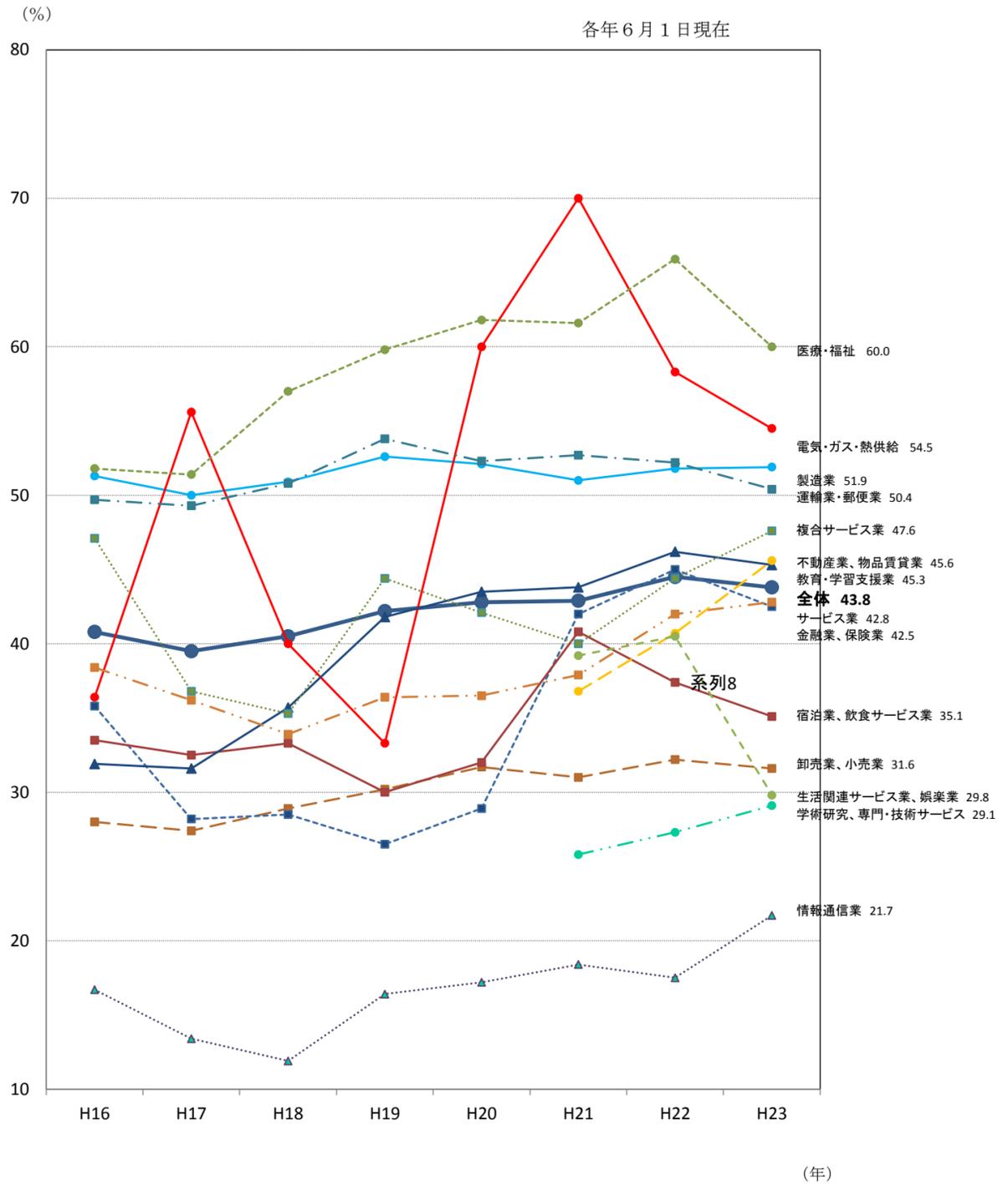


注3：平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

(4)産業別実雇用率



(5)産業別達成企業割合



注1 グラフ作成上、労働者数が1,000人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。  
 注2 平成21年より産業分類が変更になっている。

注3：平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

注 (4)の図と同じ。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |                                       |   |         |       |    |    |              |  |  |  |       |       |    |    |                                       |  |  |  |
|---------------------------------------|---|---------|-------|----|----|--------------|--|--|--|-------|-------|----|----|---------------------------------------|--|--|--|
| ○ 民間企業                                | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">1.</td> <td style="padding: 0 5px;">8%</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（56人以上規模の企業）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2.</td> <td style="padding: 0 5px;">1%</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">〔労働者数48人以上規模の特殊法人、<br/>独立行政法人、国立大学法人等〕</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 1. | 8% | （56人以上規模の企業） |  |  |  | 特殊法人等 | …………… | 2. | 1% | 〔労働者数48人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |  |  |  |
| 一般の民間企業                               | ……………   | 1.      | 8%    |    |    |              |  |  |  |       |       |    |    |                                       |  |  |  |
| （56人以上規模の企業）                          |   |         |       |    |    |              |  |  |  |       |       |    |    |                                       |  |  |  |
| 特殊法人等                                 | ……………   | 2.      | 1%    |    |    |              |  |  |  |       |       |    |    |                                       |  |  |  |
| 〔労働者数48人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |   |         |       |    |    |              |  |  |  |       |       |    |    |                                       |  |  |  |
| ○ 国、地方公共団体                            | ……………   | 2.      | 1%    |    |    |              |  |  |  |       |       |    |    |                                       |  |  |  |
| （48人以上規模の機関）                          |   |         |       |    |    |              |  |  |  |       |       |    |    |                                       |  |  |  |
| ○ 都道府県等の教育委員会                         | ……………   | 2.      | 0%    |    |    |              |  |  |  |       |       |    |    |                                       |  |  |  |
| （50人以上規模の機関）                          |   |         |       |    |    |              |  |  |  |       |       |    |    |                                       |  |  |  |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP11参照）。

## ◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

○ = 1カウント  
◎ = 2カウント  
△ = 0.5カウント

今回の改正点

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5}$$

$$\text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）}^{**} = (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%$$

今回の改正点

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

## ◎ 民間企業における除外率の改正状況

- 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

## 平成23年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### <目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）	
(1)	概況	14
(2)	企業規模別の雇用状況	15
(3)	産業別の雇用状況	16
(4)	民間企業における雇用状況の推移	20
(5)	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	21
(6)	特例子会社の状況	22
2	国、地方公共団体における在職状況	
(1)	府・市町村の機関（法定雇用率2.1%）	23
(2)	大阪府の機関（法定雇用率2.1%）	24
(3)	市町村の機関（法定雇用率2.1%）	25
(4)	法定雇用率2.0%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会 （法定雇用率2.0%）	26
3	独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）	27
4	公的機関の各機関の状況	
(1)～(3)	大阪府の機関の状況	28
(4)～(7)	市町村部局等の状況	29
(8)	独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）	32

# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 6,266 (6,069)	人 2,190,173.5 (2,036,074.0)	人 9,088 (8,838)	人 638 (517)	人 16,236 (15,659)	人 1,448 (185)	人 35,774.0 (33,944.5)	人 2,852.0 (2,340.0)	% 1.63 (1.67)	企業 2,742 (2,698)	% 43.8 (44.5)

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 35,774.0 (33,944.5)	人 8,157 (7,959)	人 480 (399)	人 12,287 (12,145)	人 795 (-)	人 29,478.5 (28,462.0)	人 1,885 (1,687)	人 931 (879)	人 158 (118)	人 3,101 (2,848)	人 415 (-)	人 5,328.5 (4,724.0)	人 764.5 (495)	人 848 (666)	人 238 (185)	人 967.0 (758.5)	人 202.5 (158.0)

#### [1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 6,266 ( 6,069 )	人 2,190,173.5 ( 2,036,074.0 )	人 9,088 ( 8,838 )	人 638 ( 517 )	人 16,236 ( 15,659 )	人 1,448 ( 185 )	人 35,774.0 ( 33,944.5 )	人 2,852.0 ( 2,340.0 )	% 1.63 ( 1.67 )	企業 2,742 ( 2,698 )	% 43.8 ( 44.5 )
56～ 100人未満	企業 2,280 ( 2,204 )	人 170,407.0 ( 164,083.0 )	人 507 ( 492 )	人 53 ( 27 )	人 1,076 ( 1,117 )	人 95 ( 11 )	人 2,190.5 ( 2,133.5 )	人 118.0 ( 122.0 )	% 1.29 ( 1.30 )	企業 969 ( 918 )	% 42.5 ( 41.7 )
100～ 300人未満	2,714 ( 2,665 )	426,080.0 ( 410,820.0 )	1,218 ( 1,180 )	157 ( 127 )	2,835 ( 2,895 )	361 ( 62 )	5,608.5 ( 5,413.0 )	483.5 ( 498.0 )	1.32 ( 1.32 )	1,198 ( 1,206 )	44.1 ( 45.3 )
300～ 500人未満	561 ( 520 )	199,832.0 ( 180,498.0 )	701 ( 647 )	82 ( 67 )	1,341 ( 1,325 )	147 ( 14 )	2,898.5 ( 2,693.0 )	220.0 ( 209.0 )	1.45 ( 1.49 )	233 ( 227 )	41.5 ( 43.7 )
500～ 1000人未満	397 ( 390 )	255,998.0 ( 246,472.0 )	1,038 ( 1,063 )	94 ( 60 )	1,861 ( 1,824 )	159 ( 11 )	4,110.5 ( 4,015.5 )	369.0 ( 286.0 )	1.61 ( 1.63 )	176 ( 170 )	44.3 ( 43.6 )
1,000以上	314 ( 290 )	1,137,856.5 ( 1,034,201.0 )	5,624 ( 5,456 )	252 ( 236 )	9,123 ( 8,498 )	686 ( 87 )	20,966.0 ( 19,689.5 )	1,661.5 ( 1,225.0 )	1.84 ( 1.90 )	166 ( 177 )	52.9 ( 61.0 )

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	35,774.0 ( 33,944.5 )	8,157 ( 7,959 )	480 ( 399 )	12,287 ( 12,145 )	795 ( - )	29,478.5 ( 28,462.0 )	1,885 ( 1,687 )	931 ( 879 )	158 ( 118 )	3,101 ( 2,848 )	415 ( - )	5,328.5 ( 4,724.0 )	764.5 ( 495 )	848 ( 666 )	238 ( 185 )	967.0 ( 758.5 )	202.5 ( 158.0 )
56～ 100人未満	2,190.5 ( 2,133.5 )	348 ( 308 )	39 ( 20 )	818 ( 824 )	46 ( - )	1,576.0 ( 1,460.0 )	-	159 ( 184 )	14 ( 7 )	226 ( 256 )	32 ( - )	574.0 ( 631.0 )	-	32 ( 37 )	17 ( 11 )	40.5 ( 42.5 )	-
100～ 300人未満	5,608.5 ( 5,413.0 )	1,059 ( 1,033 )	104 ( 85 )	2,103 ( 2,196 )	179 ( - )	4,414.5 ( 4,347.0 )	-	159 ( 147 )	53 ( 42 )	599 ( 606 )	118 ( - )	1,029.0 ( 942.0 )	-	133 ( 93 )	64 ( 62 )	165.0 ( 124.0 )	-
300～ 500人未満	2,898.5 ( 2,693.0 )	640 ( 595 )	61 ( 48 )	1,014 ( 1,019 )	90 ( - )	2,400.0 ( 2,257.0 )	-	61 ( 52 )	21 ( 19 )	246 ( 241 )	35 ( - )	406.5 ( 364.0 )	-	81 ( 65 )	22 ( 14 )	92.0 ( 72.0 )	-
500～ 1000人未満	4,110.5 ( 4,015.5 )	942 ( 968 )	74 ( 50 )	1,423 ( 1,390 )	95 ( - )	3,428.5 ( 3,376.0 )	-	96 ( 95 )	20 ( 10 )	335 ( 349 )	42 ( - )	568.0 ( 549.0 )	-	103 ( 85 )	22 ( 11 )	114.0 ( 90.5 )	-
1,000以上	20,966.0 ( 19,689.5 )	5,168 ( 5,055 )	202 ( 196 )	6,929 ( 6,716 )	385 ( - )	17,659.5 ( 17,022.0 )	-	456 ( 401 )	50 ( 40 )	1,695 ( 1,396 )	188 ( - )	2,751.0 ( 2,238.0 )	-	499 ( 386 )	113 ( 87 )	555.5 ( 429.5 )	-

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者ある短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	企業 6,266 (6,069)	人 2,190,173.5 (2,036,074.0)	人 9,088 (8,838)	人 638 (517)	人 16,236 (15,659)	人 1,448 (185)	人 35,774.0 (33,944.5)	人 2,852.0 (2,340.0)	% 1.63 (1.67)	企業 2,742 (2,698)	% 43.8 (44.5)
農、林、漁業	企業 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	% - (-)	企業 - (-)	% - (-)
鉱業、採石業、 砂利採取業	1 (1)	218.0 (275.0)	1 (2)	0 (0)	0 (-)	0 (0)	2.0 (4.0)	0.0 (0.0)	0.92 (1.45)	0 (1)	0.0 (100.0)
建設業	227 (211)	95,483.5 (89,156.0)	467 (456)	4 (1)	556 (544)	9 (1)	1,498.5 (1,457.5)	67.5 (63.0)	1.57 (1.63)	98 (100)	43.2 (47.4)
製造業	1,841 (1,849)	719,305.0 (706,398.0)	3,536 (3,497)	90 (63)	5,264 (5,178)	161 (16)	12,506.5 (12,243.0)	601.0 (561.5)	1.74 (1.73)	956 (958)	51.9 (51.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	11 (12)	33,963.5 (31,745.0)	185 (182)	3 (2)	320 (310)	1 (0)	693.5 (676.0)	30.0 (15.0)	2.04 (2.13)	6 (7)	54.5 (58.3)
情報通信業	267 (274)	134,398.5 (129,344.0)	509 (495)	29 (23)	975 (938)	25 (0)	2,034.5 (1,951.0)	108.0 (83.0)	1.51 (1.51)	58 (48)	21.7 (17.5)
運輸業、郵便業	454 (395)	157,207.5 (127,668.0)	614 (556)	35 (23)	1,436 (1,296)	107 (9)	2,752.5 (2,435.5)	237.5 (170.5)	1.75 (1.91)	229 (206)	50.4 (52.2)
卸売業、小売業	1,308 (1,283)	380,678.0 (348,251.0)	1,131 (1,104)	150 (140)	2,384 (2,333)	388 (65)	4,990.0 (4,713.5)	442.0 (367.5)	1.31 (1.35)	413 (413)	31.6 (32.2)
金融業、保険業	73 (80)	166,696.0 (160,128.0)	738 (705)	5 (5)	1,530 (1,422)	17 (0)	3,019.5 (2,837.0)	329.0 (287.0)	1.81 (1.77)	31 (36)	42.5 (45.0)
不動産業、 物品賃貸業	125 (123)	28,762.0 (26,728.0)	108 (100)	15 (11)	208 (200)	17 (4)	447.5 (413.0)	25.0 (23.0)	1.56 (1.55)	57 (50)	45.6 (40.7)
学術研究、専門・ 技術サービス業	189 (183)	33,896.0 (33,948.0)	98 (104)	8 (11)	146 (150)	8 (3)	354.0 (370.5)	46.5 (40.0)	1.04 (1.09)	55 (50)	29.1 (27.3)
宿泊業、飲食サ ービス業	174 (179)	64,056.0 (56,878.0)	180 (189)	49 (51)	407 (438)	122 (22)	877.0 (878.0)	180.5 (82.0)	1.37 (1.54)	61 (67)	35.1 (37.4)
生活関連サ ービス業、娯楽業	161 (148)	35,133.0 (31,238.0)	168 (183)	6 (12)	308 (287)	26 (4)	663.0 (667.0)	45.0 (89.0)	1.89 (2.14)	48 (60)	29.8 (40.5)
教育、学習支援業	139 (143)	36,626.0 (32,815.0)	149 (138)	11 (6)	217 (206)	16 (2)	534.0 (489.0)	49.5 (25.5)	1.46 (1.49)	63 (66)	45.3 (46.2)
医療、福祉	647 (572)	136,605.0 (110,504.0)	643 (562)	124 (86)	1,136 (1,067)	258 (41)	2,675.0 (2,297.5)	326.5 (245.5)	1.96 (2.08)	388 (377)	60.0 (65.9)
複合サービス事業	21 (18)	7,405.5 (5,876.0)	36 (19)	5 (2)	60 (50)	7 (0)	140.5 (90.0)	30.0 (3.0)	1.90 (1.53)	10 (8)	47.6 (44.4)
サービス業	628 (598)	159,670.0 (145,122.0)	525 (546)	104 (81)	1,289 (1,240)	286 (18)	2,586.0 (2,422.0)	334.0 (284.5)	1.62 (1.67)	269 (251)	42.8 (42.0)

注 1 (1)①の表と同じ  
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 人	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	35,774.0 (33,944.5)	8,157 (7,959)	480 (399)	12,287 (12,145)	795 (-)	29,478.5 (28,462.0)	1,885.0 (1,687.0)	931 (879)	158 (118)	3,101 (2,848)	415 (-)	5,328.5 (4,724.0)	764.5 (495.0)	848 (666)	238 (185)	967.0 (758.5)	202.5 (158.0)
農、林、漁業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	2.0 (4.0)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	2.0 (4.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	- (-)
建設業	1,498.5 (1,457.5)	465 (453)	4 (1)	518 (517)	8 (-)	1,456.0 (1,424.0)	- (-)	2 (3)	0 (0)	16 (9)	0 (-)	20.0 (15.0)	- (-)	22 (18)	1 (1)	22.5 (18.5)	- (-)
製造業	12,506.5 (12,243.0)	3,250 (3,225)	64 (48)	4,070 (4,050)	76 (-)	10,672.0 (10,548.0)	- (-)	286 (272)	26 (15)	982 (946)	62 (-)	1,611.0 (1,505.0)	- (-)	212 (182)	23 (16)	223.5 (190.0)	- (-)
電気・ガス・熱供給・水道業	693.5 (676.0)	176 (174)	3 (2)	258 (251)	1 (-)	613.5 (601.0)	- (-)	9 (8)	0 (0)	47 (47)	0 (-)	65.0 (63.0)	- (-)	15 (12)	0 (0)	15.0 (12.0)	- (-)
情報通信業	2,034.5 (1,951.0)	507 (495)	25 (19)	906 (896)	20 (-)	1,955.0 (1,905.0)	- (-)	2 (0)	4 (4)	7 (4)	2 (-)	16.0 (8.0)	- (-)	62 (38)	3 (0)	63.5 (38.0)	- (-)
運輸業、郵便業	2,752.5 (2,435.5)	507 (474)	30 (21)	1,091 (1,053)	62 (-)	2,166.0 (2,022.0)	- (-)	107 (82)	5 (2)	272 (196)	27 (-)	504.5 (362.0)	- (-)	73 (47)	18 (9)	82.0 (51.5)	- (-)
卸売業、小売業	4,990.0 (4,713.5)	972 (968)	107 (108)	1,482 (1,515)	184 (-)	3,625.0 (3,559.0)	- (-)	159 (136)	43 (32)	743 (698)	116 (-)	1,162.0 (1,002.0)	- (-)	159 (120)	88 (65)	203.0 (152.5)	- (-)
金融業、保険業	3,019.5 (2,837.0)	736 (703)	5 (5)	1,452 (1,354)	17 (-)	2,937.5 (2,765.0)	- (-)	2 (2)	0 (0)	25 (20)	0 (-)	29.0 (24.0)	- (-)	53 (48)	0 (0)	53.0 (48.0)	- (-)
不動産業、物品賃貸業	447.5 (413.0)	102 (95)	7 (5)	143 (137)	17 (-)	362.5 (332.0)	- (-)	6 (5)	8 (6)	51 (51)	0 (-)	71.0 (67.0)	- (-)	14 (12)	0 (4)	14.0 (14.0)	- (-)
学術研究、専門・技術サービス業	354.0 (370.5)	97 (100)	7 (7)	123 (133)	5 (-)	326.5 (340.0)	- (-)	1 (4)	1 (4)	12 (11)	1 (-)	15.5 (23.0)	- (-)	11 (6)	2 (3)	12.0 (7.5)	- (-)
宿泊業、飲食サービス業	877.0 (878.0)	147 (164)	28 (34)	213 (275)	60 (-)	565.0 (637.0)	- (-)	33 (25)	21 (17)	173 (146)	44 (-)	282.0 (213.0)	- (-)	21 (17)	18 (22)	30.0 (28.0)	- (-)
生活関連サービス業、娯楽業	663.0 (667.0)	70 (76)	3 (10)	115 (121)	11 (-)	263.5 (283.0)	- (-)	98 (107)	3 (2)	164 (136)	6 (-)	366.0 (352.0)	- (-)	29 (30)	9 (4)	33.5 (32.0)	- (-)
教育・学習支援業	534.0 (489.0)	144 (126)	11 (6)	200 (179)	13 (-)	505.5 (437.0)	- (-)	5 (12)	0 (0)	6 (15)	0 (-)	16.0 (39.0)	- (-)	11 (12)	3 (2)	12.5 (13.0)	- (-)
医療、福祉	2,675.0 (2,297.5)	527 (459)	88 (63)	759 (720)	118 (-)	1,960.0 (1,701.0)	- (-)	116 (103)	36 (23)	303 (285)	92 (-)	617.0 (514.0)	- (-)	74 (62)	48 (41)	98.0 (82.5)	- (-)
複合サービス事業	140.5 (90.0)	21 (17)	1 (0)	39 (38)	4 (-)	84.0 (72.0)	- (-)	15 (2)	4 (2)	16 (8)	2 (-)	51.0 (14.0)	- (-)	5 (4)	1 (0)	5.5 (4.0)	- (-)
サービス業	2,586.0 (2,422.0)	435 (428)	97 (70)	918 (906)	199 (-)	1,984.5 (1,832.0)	- (-)	90 (118)	7 (11)	284 (276)	63 (-)	502.5 (523.0)	- (-)	87 (58)	24 (18)	99.0 (67.0)	- (-)

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割 合	
			A. 重度身体 障害者及び重 度知的障害者 の短時間労働者	B. 重度身体障 害者及び重 度知的障害者 の短時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者並びに 精神障害者であ る短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用 分
製造業計	企業 1,841 (1,849)	人 719,305.0 (706,398.0)	人 3,536 (3,497)	人 90 (63)	人 5,264 (5,178)	人 161 (16)	人 12,506.5 (12,243.0)	人 601.0 (561.5)	% 1.74 (1.73)	企業 956 (958)	% 51.9 (51.8)
食料品・たばこ	企業 168 (169)	人 54,168.0 (47,128.0)	人 205 (193)	人 21 (18)	人 518 (461)	人 79 (8)	人 988.5 (869.0)	人 71.0 (74.5)	% 1.82 (1.84)	企業 97 (103)	% 57.7 (60.9)
繊維・衣服	企業 86 (90)	人 36,335.0 (37,139.0)	人 148 (150)	人 12 (3)	人 320 (345)	人 14 (2)	人 635.0 (649.0)	人 36.5 (46.0)	% 1.75 (1.75)	企業 52 (51)	% 60.5 (56.7)
木材・家具	企業 23 (33)	人 11,302.5 (14,427.0)	人 44 (70)	人 0 (1)	人 106 (117)	人 1 (0)	人 194.5 (258.0)	人 8.0 (11.0)	% 1.72 (1.79)	企業 11 (16)	% 47.8 (48.5)
パルプ・紙・印刷	企業 170 (188)	人 35,722.0 (37,415.0)	人 144 (141)	人 6 (6)	人 268 (298)	人 4 (0)	人 564.0 (586.0)	人 19.0 (34.0)	% 1.58 (1.57)	企業 99 (103)	% 58.2 (54.8)
化学工業	企業 313 (314)	人 144,863.0 (146,357.0)	人 633 (624)	人 13 (10)	人 1,049 (1,059)	人 7 (2)	人 2,331.5 (2,318.0)	人 103.5 (105.0)	% 1.61 (1.58)	企業 145 (138)	% 46.3 (43.9)
窯業・土石	企業 35 (38)	人 8,217.0 (8,271.0)	人 25 (29)	人 1 (-)	人 70 (63)	人 0 (0)	人 121.0 (121.0)	人 10.0 (1.0)	% 1.47 (1.46)	企業 17 (20)	% 48.6 (52.6)
鉄鋼	企業 52 (48)	人 13,142.5 (11,186.0)	人 43 (32)	人 1 (1)	人 127 (127)	人 3 (0)	人 215.5 (192.0)	人 2.0 (8.0)	% 1.64 (1.72)	企業 30 (30)	% 57.7 (62.5)
非鉄金属	企業 57 (60)	人 22,831.5 (21,640.0)	人 124 (128)	人 2 (2)	人 150 (143)	人 5 (1)	人 402.5 (401.5)	人 21.5 (6.0)	% 1.76 (1.86)	企業 26 (34)	% 45.6 (56.7)
金属製品	企業 210 (209)	人 35,909.5 (36,701.0)	人 117 (120)	人 7 (3)	人 311 (321)	人 5 (0)	人 554.5 (564.0)	人 36.5 (15.0)	% 1.54 (1.54)	企業 110 (114)	% 52.4 (54.5)
電気機械	企業 162 (138)	人 151,989.5 (147,102.0)	人 1,025 (1,002)	人 8 (4)	人 866 (811)	人 8 (0)	人 2,928.0 (2,819.0)	人 97.0 (63.0)	% 1.93 (1.92)	企業 81 (73)	% 50.0 (52.9)
その他機械	企業 344 (371)	人 130,240.0 (133,858.0)	人 653 (685)	人 8 (10)	人 921 (939)	人 18 (2)	人 2,244.0 (2,320.0)	人 135.0 (139.0)	% 1.72 (1.73)	企業 172 (187)	% 50.0 (50.4)
その他	企業 221 (191)	人 74,584.5 (65,174.0)	人 375 (323)	人 11 (5)	人 558 (494)	人 17 (1)	人 1,327.5 (1,145.5)	人 61.0 (59.0)	% 1.78 (1.76)	企業 116 (89)	% 52.5 (46.6)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 12,506.5 (12,243.0)	人 3,250 (3,225)	人 64 (48)	人 4,070 (4,050)	人 76 (-)	人 10,672.0 (10,548.0)	人 286 (272)	人 26 (15)	人 982 (946)	人 62 (-)	人 1,611.0 (1,505.0)	人 212 (182)	人 23 (16)	人 223.5 (190.0)
食料品・たばこ	人 988.5 (869.0)	人 160 (143)	人 10 (9)	人 270 (235)	人 25 (-)	人 612.5 (530.0)	人 45 (50)	人 11 (9)	人 236 (218)	人 48 (-)	人 361.0 (327.0)	人 12 (8)	人 6 (8)	人 15.0 (12.0)
繊維工業	人 635.0 (649.0)	人 133 (138)	人 10 (2)	人 215 (233)	人 9 (-)	人 495.5 (511.0)	人 15 (12)	人 2 (1)	人 93 (98)	人 4 (-)	人 127.0 (123.0)	人 12 (14)	人 1 (2)	人 12.5 (15.0)
木材・家具	人 194.5 (258.0)	人 44 (70)	人 0 (-)	人 84 (94)	人 1 (-)	人 172.5 (234.0)	人 0 (-)	人 0 (1)	人 18 (19)	人 0 (-)	人 18.0 (20.0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 4.0 (4.0)
パルプ・紙・印刷	人 564.0 (586.0)	人 136 (132)	人 5 (5)	人 215 (236)	人 3 (-)	人 493.5 (505.0)	人 8 (9)	人 1 (1)	人 43 (51)	人 1 (-)	人 60.5 (70.0)	人 10 (11)	人 0 (0)	人 10.0 (11.0)
化学工業	人 2,331.5 (2,318.0)	人 577 (577)	人 10 (8)	人 864 (889)	人 3 (-)	人 2,029.5 (2,051.0)	人 56 (47)	人 3 (2)	人 157 (151)	人 0 (-)	人 272.0 (247.0)	人 28 (19)	人 4 (2)	人 30.0 (20.0)
窯業・土石	人 121.0 (121.0)	人 24 (27)	人 1 (-)	人 54 (49)	人 0 (-)	人 103.0 (103.0)	人 1 (2)	人 0 (-)	人 11 (11)	人 0 (-)	人 13.0 (15.0)	人 5 (3)	人 0 (0)	人 5.0 (3.0)
鉄鋼	人 215.5 (192.0)	人 43 (32)	人 1 (1)	人 112 (112)	人 3 (-)	人 200.5 (177.0)	人 0 (-)	人 0 (0)	人 14 (13)	人 0 (-)	人 14.0 (13.0)	人 1 (2)	人 0 (0)	人 1.0 (2.0)
非鉄金属	人 402.5 (401.5)	人 111 (121)	人 2 (2)	人 118 (120)	人 4 (-)	人 344.0 (364.0)	人 13 (7)	人 0 (0)	人 24 (18)	人 1 (-)	人 50.5 (32.0)	人 8 (5)	人 0 (1)	人 8.0 (5.5)
金属製品	人 554.5 (564.0)	人 104 (106)	人 5 (3)	人 242 (249)	人 4 (-)	人 457.0 (464.0)	人 13 (14)	人 2 (0)	人 61 (64)	人 0 (-)	人 89.0 (92.0)	人 8 (8)	人 1 (0)	人 8.5 (8.0)
電気機械	人 2,928.0 (2,819.0)	人 973 (953)	人 8 (4)	人 709 (685)	人 4 (-)	人 2,665.0 (2,595.0)	人 52 (49)	人 0 (-)	人 99 (86)	人 1 (-)	人 203.5 (184.0)	人 58 (40)	人 3 (0)	人 59.5 (40.0)
その他機械	人 2,244.0 (2,320.0)	人 603 (638)	人 6 (10)	人 780 (799)	人 13 (-)	人 1,998.5 (2,085.0)	人 50 (47)	人 2 (-)	人 112 (108)	人 3 (-)	人 215.5 (202.0)	人 29 (32)	人 2 (2)	人 30.0 (33.0)
その他	人 1,327.5 (1,145.5)	人 342 (288)	人 6 (4)	人 407 (349)	人 7 (-)	人 1,100.5 (929.0)	人 33 (35)	人 5 (1)	人 114 (109)	人 4 (-)	人 187.0 (180.0)	人 37 (36)	人 6 (1)	人 40.0 (36.5)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 55 年	17,047		1.09		50.7	
56	18,278	1,231	1.14	0.05	51.3	0.6
57	19,296	1,018	1.18	0.04	51.7	0.4
58	20,140	844	1.23	0.05	53.3	1.6
59	20,893	753	1.26	0.03	52.3	△ 1.0
60	21,323	430	1.28	0.02	53.6	1.3
61	21,718	395	1.29	0.01	54.6	1.0
62	22,170	452	1.30	0.01	54.7	0.1
63	23,688	1,518	1.35	0.05	53.8	△ 0.9
平成 元 年	24,155	467	1.35	0.00	54.5	0.7
2	24,876	721	1.35	0.00	57.0	2.5
3	25,942	1,066	1.35	0.00	57.5	0.5
4	27,835	1,893	1.38	0.03	55.5	△ 2.0
5	29,085	1,250	1.43	0.05	53.2	△ 2.3
6	29,890	805	1.45	0.02	50.2	△ 3.0
7	30,655	765	1.49	0.04	50.9	0.7
8	29,713	△ 942	1.49	0.00	51.1	0.2
9	29,696	△ 17	1.50	0.01	50.7	△ 0.4
10	29,388	△ 308	1.50	0.00	50.3	△ 0.4
11	30,020	632	1.52	0.02	44.0	△ 6.3
12	30,768	748	1.56	0.04	42.6	△ 1.4
13	30,074	△ 694	1.56	0.00	41.7	△ 0.9
14	28,378	△ 1,696	1.49	△ 0.07	40.8	△ 0.9
15	27,949	△ 429	1.49	0.00	41.0	0.2
16	28,499	550	1.49	0.00	40.8	△ 0.2
17	28,828	329	1.51	0.02	39.5	△ 1.3
18	29,985.0	1,157.0	1.53	0.02	40.5	1.0
19	30,747.5	762.5	1.56	0.03	42.2	1.7
20	32,248.5	1,501	1.59	0.03	42.8	0.6
21	32,253.0	4.5	1.60	0.01	42.9	0.1
22	33,944.5	1,691.5	1.67	0.07	44.5	1.6
23	35,774.0	1,829.5	1.63	△ 0.04	43.8	△ 0.7

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、

平成5年～平成17年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者  
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
精神障害者、  
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である  
短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

注2

各年における法定雇用率、～昭和62年 1.5%、昭和63年～平成10年 1.6%、平成11年～ 1.8%

**(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数**

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	<b>3,524</b> (100.0%)	<b>2,089</b> (59.3%)	<b>822</b> (23.3%)	<b>285</b> (8.1%)	<b>166</b> (4.7%)	<b>128</b> (3.6%)	<b>25</b> (0.7%)	<b>7</b> (0.2%)	<b>2</b> (0.1%)	<b>2,108</b> (59.8%)
56-100人未満	<b>1,311</b> (100.0%)	<b>1,311</b> (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	<b>1,289</b> (98.3%)
100-300人未満	<b>1,516</b> (100.0%)	<b>646</b> (42.6%)	<b>685</b> (45.2%)	<b>141</b> (9.3%)	<b>41</b> (2.7%)	<b>3</b> (0.2%)	— —	— —	— —	<b>807</b> (53.2%)
300-500人未満	<b>328</b> (100.0%)	<b>79</b> (24.1%)	<b>88</b> (26.8%)	<b>84</b> (25.6%)	<b>51</b> (15.5%)	<b>26</b> (7.9%)	— —	— —	— —	<b>9</b> (2.7%)
500-1,000人未満	<b>221</b> (100.0%)	<b>36</b> (16.3%)	<b>34</b> (15.4%)	<b>41</b> (18.6%)	<b>49</b> (22.2%)	<b>59</b> (26.7%)	<b>2</b> (0.9%)	— —	— —	<b>3</b> (1.4%)
1,000人以上	<b>148</b> (100.0%)	<b>17</b> (11.5%)	<b>15</b> (10.1%)	<b>19</b> (12.8%)	<b>25</b> (16.9%)	<b>40</b> (27.0%)	<b>23</b> (15.5%)	<b>7</b> (4.7%)	<b>2</b> (1.4%)	<b>0</b> (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## (6) 特例子会社の状況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### ① 概況

区分	① 特例子会社数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$
特例子会社	社 36 ( 30 )	人 1,603.0 ( 1,351.0 )	人 733 ( 676 )	人 4 ( 1 )	人 405 ( 306 )	人 8 ( 1 )	人 1,879.0 ( 1,659.5 )

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社が大阪府内に所在する特例子会社で、親会社分を含まない特例子会社分のみを集計である。

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
特例子会社	人 1,879.0 ( 1,659.5 )	人 520 ( 494 )	人 2 ( 1 )	人 124 ( 102 )	人 1 ( - )	人 1,166.5 ( 1,091.0 )	人 213 ( 182 )	人 2 ( 0 )	人 225 ( 173 )	人 4 ( - )	人 655.0 ( 537.0 )	人 56 ( 31 )	人 3 ( 1.0 )	人 57.5 ( 31.5 )

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社が大阪府内に所在する特例子会社で、親会社分を含まない特例子会社分のみを集計である。

### ◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

## 2 地方公共団体等における在職状況

※ 各表の数値の下蘭は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### (1) 府・市町村の機関 (法定雇用率2.1%)

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
府・市町村の機関[2.1%]	機関 96 ( 96 )	人 79,417.0 ( 68,596.0 )	人 566 ( 542 )	人 26 ( 24 )	人 888 ( 857 )	人 91 ( 1 )	人 2,091.5 ( 1,965.5 )	% 2.63 ( 2.87 )	機関 91 ( 92 )	% 94.8 ( 95.8 )

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
府・市町村の機関[2.1%]	人 2,091.5 ( 1,965.5 )	人 565 ( 541 )	人 19 ( 16 )	人 836 ( 818 )	人 63 ( - )	人 2,016.5 ( 1,916.0 )	人 67.0 ( 57.0 )	人 1 ( 1 )	人 7 ( 8 )	人 13 ( 11 )	人 21 ( - )	人 32.5 ( 21.0 )	人 2.0 ( 2.0 )	人 39 ( 28 )	人 7 ( 1 )	人 42.5 ( 28.5 )	人 2.5 ( 2.0 )

#### [2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成22年6月2日から平成23年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 大阪府の機関（法定雇用率2.1%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
大阪府の機関	機関 4 ( 4 )	11,741.0 ( 10,723.0 )	85 ( 84 )	6 ( 2 )	149 ( 146 )	47 ( 0 )	348.5 ( 316.0 )	22.5 ( 5.0 )	2.97 ( 2.95 )	機関 4 ( 4 )	100.0 ( 100.0 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
大阪府の機関	348.5 ( 316.0 )	85 ( 84 )	6 ( 2 )	149 ( 146 )	36 ( - )	343.0 ( 316.0 )	19.0 ( 5.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	7 ( - )	3.5 ( 0.0 )	2.0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	4 ( 0 )	2.0 ( 0.0 )	1.5 ( 0.0 )

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

※ 各表の数値の下蘭は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	92	67,676.0	481	20	739	44	1,743.0	49.0	2.58	87	94.6
	( 92 )	( 57,873.0 )	( 458 )	( 22 )	( 711 )	( 1 )	( 1,649.5 )	( 56.0 )	( 2.85 )	( 88 )	( 95.7 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	1,743.0	480	13	687	27	1,673.5	48.0	1	7	13	14	29.0	0.0	39	3	40.5	1.0
	( 1,649.5 )	( 457 )	( 14 )	( 672 )	( - )	( 1,600.0 )	( 52.0 )	( 1 )	( 8 )	( 11 )	( - )	( 21.0 )	( 2.0 )	( 28 )	( 1 )	( 28.5 )	( 2.0 )

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会（法定雇用率2.0%）

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者に精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
法定雇用率2.0%が適用される教育委員会	機関 5 ( 5 )	人 44,304.0 ( 39,576.0 )	人 252 ( 239 )	人 17 ( 16 )	人 363 ( 368 )	人 37 ( 0 )	人 902.5 ( 862.0 )	人 47.0 ( 52.0 )	% 2.04 ( 2.18 )	機関 5 ( 4 )	% 100.0 ( 80.0 )

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
法定雇用率2.0%が適用される教育委員会	人 902.5 ( 862.0 )	人 252 ( 239 )	人 16 ( 16 )	人 337 ( 351 )	人 36 ( - )	人 875.0 ( 845.0 )	人 39.5 ( 43.0 )	人 0 ( 0 )	人 1 ( 0 )	人 15 ( 10 )	人 1 ( - )	人 16.5 ( 10.0 )	人 6.5 ( 9.0 )	人 11 ( 7 )	人 0 ( 0 )	人 11.0 ( 7.0 )	人 1.0 ( 0.0 )

注 2(1)②の表と同じ

### 3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

※ 各表の数値の下蘭は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数

#### ① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
独立行政法人等	法人 12 ( 11 )	人 15,592.0 ( 12,285.0 )	人 99 ( 91 )	人 2 ( 3 )	人 91 ( 90 )	人 7 ( 0 )	人 294.5 ( 275.0 )	人 51.0 ( 46.0 )	% 1.89 ( 2.24 )	法人 7 ( 9 )	% 58.3 ( 81.8 )

注 1(1)①の表と同じ

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	人 294.5 ( 275.0 )	人 58 ( 52 )	人 2 ( 3 )	人 65 ( 73 )	人 5 ( - )	人 185.5 ( 180.0 )	人 32.0 ( 13.0 )	人 41 ( 39 )	人 0 ( 0 )	人 15 ( 11 )	人 0 ( - )	人 97.0 ( 89.0 )	人 11.0 ( 31.0 )	人 11 ( 6 )	人 2 ( 0 )	人 12.0 ( 6.0 )	人 8.0 ( 2.0 )

注 1(1)②の表と同じ

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

## 4 公的機関の各機関の状況

### (1) 大阪府知事室の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	8,916.0	286.5	3.21	0.0	
大阪府知事室	8,916.0	286.5	3.21	0.0	

### (2) 大阪府その他機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,825.0	62.0	2.19	0.0	
大阪府水道部	454.0	11.0	2.42	0.0	
大阪府議会事務局	60.5	1.0	1.65	0.0	
大阪府警察本部	2,310.5	50.0	2.16	0.0	

### (3) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	28,378.0	567.0	2.00	0.0	
大阪府教育委員会	28,378.0	567.0	2.00	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 市町村部局の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	53,623.5	1,378.0	2.57	3.0	
大阪市	19,103.0	493.0	2.58	0.0	
箕面市	882.0	23.0	2.61	0.0	特例認定あり(注4①)
池田市	663.5	10.0	1.51	3.0	
豊中市	2,648.5	71.0	2.68	0.0	
茨木市	984.0	27.0	2.74	0.0	
高槻市	1,717.0	36.5	2.13	0.0	
吹田市	2,255.0	60.5	2.68	0.0	特例認定あり(注4②)
摂津市	702.5	15.0	2.14	0.0	特例認定あり(注4③)
枚方市	2,188.0	65.5	2.99	0.0	
寝屋川市	1,263.5	27.5	2.18	0.0	
交野市	426.5	11.0	2.58	0.0	
守口市	935.0	24.0	2.57	0.0	
門真市	849.5	17.0	2.00	0.0	特例認定あり(注4④)
四條畷市	368.0	12.0	3.26	0.0	特例認定あり(注4⑤)
大東市	578.5	16.0	2.77	0.0	
東大阪市	2,454.0	64.0	2.61	0.0	
八尾市	1,197.0	28.0	2.34	0.0	
柏原市	360.0	9.0	2.50	0.0	
松原市	549.5	19.0	3.46	0.0	
羽曳野市	550.0	11.5	2.09	0.0	
藤井寺市	492.0	10.0	2.03	0.0	
大阪狭山市	215.0	5.0	2.33	0.0	
富田林市	559.0	15.0	2.68	0.0	
河内長野市	814.5	18.0	2.21	0.0	特例認定あり(注4⑥)
堺市	4,462.0	123.0	2.76	0.0	
高石市	429.0	11.5	2.68	0.0	
和泉市	1,167.5	37.5	3.21	0.0	特例認定あり(注4⑦)
泉大津市	378.5	7.5	1.98	0.0	
岸和田市	1,192.0	25.5	2.14	0.0	
貝塚市	527.0	12.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4⑧)
泉佐野市	664.0	16.5	2.48	0.0	特例認定あり(注4⑨)
泉南市	413.5	9.0	2.18	0.0	
阪南市	311.5	7.0	2.25	0.0	
能勢町	91.0	4.0	4.40	0.0	
豊能町	141.0	4.0	2.84	0.0	
島本町	152.0	6.0	3.95	0.0	
太子町	102.0	3.0	2.94	0.0	
河南町	108.0	3.0	2.78	0.0	
忠岡町	152.0	3.0	1.97	0.0	
熊取町	289.0	7.0	2.42	0.0	
田尻町	90.5	4.0	4.42	0.0	
岬町	134.0	3.0	2.24	0.0	
千早赤阪村	63.5	3.0	4.72	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、大阪労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

- ①箕面市は、箕面市立病院と特例認定を受けている。
- ②吹田市は、市立吹田市民病院と特例認定を受けている。
- ③摂津市は、摂津市教育委員会及び摂津市水道部と特例認定を受けている。
- ④門真市は、門真市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑤四條畷市は、四條畷市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑥河内長野市は、河内長野市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑦和泉市は、和泉市教育委員会及び和泉市立病院と特例認定を受けている。
- ⑧貝塚市は、市立貝塚病院と特例認定を受けている。
- ⑨泉佐野市は、泉佐野市教育委員会及び市立泉佐野病院と特例認定を受けている。

(5) 市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	5,299.5	128.0	2.42	3.5	
箕面市教育委員会	407.0	8.0	1.97	0.0	
池田市教育委員会	287.5	6.5	2.26	0.0	
豊中市教育委員会	382.0	7.0	1.83	1.0	
茨木市教育委員会	285.0	8.0	2.81	0.0	
高槻市教育委員会	616.0	9.5	1.54	2.5	
吹田市教育委員会	573.5	14.0	2.44	0.0	
枚方市教育委員会	758.5	19.5	2.57	0.0	
寝屋川市教育委員会	279.0	8.0	2.87	0.0	
交野市教育委員会	92.0	2.0	2.17	0.0	
守口市教育委員会	211.0	8.0	3.79	0.0	
大東市教育委員会	122.0	4.0	3.28	0.0	
八尾市教育委員会	186.0	4.0	2.15	0.0	
柏原市教育委員会	76.0	2.0	2.63	0.0	
松原市教育委員会	89.0	3.0	3.37	0.0	
羽曳野市教育委員会	83.5	1.5	1.80	0.0	
藤井寺市教育委員会	147.5	3.0	2.03	0.0	
大阪狭山市教育委員会	75.0	1.0	1.33	0.0	
富田林市教育委員会	131.0	5.0	3.82	0.0	
高石市教育委員会	71.5	3.0	4.20	0.0	
泉大津市教育委員会	107.0	2.0	1.87	0.0	
貝塚市教育委員会	155.0	3.0	1.94	0.0	
泉南市教育委員会	86.0	3.0	3.49	0.0	
阪南市教育委員会	78.5	3.0	3.82	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(6) 法定雇用率2.0%が適用される市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	15,926.0	335.5	2.11	0.0	
大阪市教育委員会	11,851.5	240.0	2.03	0.0	
東大阪市教育委員会	606.0	18.0	2.97	0.0	
堺市教育委員会	3,117.0	69.5	2.23	0.0	
岸和田市教育委員会	351.5	8.0	2.28	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(7) 市町村その他部局（水道局、病院、交通局、一部事務組合等）の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	8,753.0	237.0	2.71	11.0	
大阪市水道局	1,353.0	36.5	2.70	0.0	
箕面市水道部	67.0	3.0	4.48	0.0	
池田市水道部	97.0	2.0	2.06	0.0	
豊中市水道局	253.0	7.0	2.77	0.0	
茨木市水道部	64.0	1.0	1.56	0.0	
高槻市水道部	115.0	5.0	4.35	0.0	
吹田市水道部	126.0	4.0	3.17	0.0	
枚方市水道局	257.0	10.0	3.89	0.0	
寝屋川市水道局	64.0	2.0	3.13	0.0	
守口市水道局	79.0	3.0	3.80	0.0	
東大阪市上下水道局	185.0	9.0	4.86	0.0	
八尾市水道局	109.0	5.0	4.59	0.0	
堺市上下水道局	581.0	20.0	3.44	0.0	
岸和田市上下水道局	92.0	3.0	3.26	0.0	
大阪市病院局	679.0	16.0	2.36	0.0	
市立池田病院	276.5	2.0	0.72	3.0	
市立豊中病院	403.5	0.0	0.00	8.0	
市立枚方市民病院	208.0	5.0	2.40	0.0	
八尾市立病院	171.5	3.0	1.75	0.0	
市立柏原病院	77.0	1.5	1.95	0.0	
大阪市交通局	3,064.0	87.0	2.84	0.0	
高槻市交通部	75.5	1.0	1.32	0.0	
豊中市伊丹市クリーンランド	93.0	2.0	2.15	0.0	
柏羽藤環境事業組合	73.0	2.0	2.74	0.0	
東大阪都市清掃施設組合	104.0	3.0	2.88	0.0	
泉北環境整備施設組合	86.0	4.0	4.65	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(8) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>独立行政法人等合計</b>	<b>15,592.0</b>	<b>294.5</b>	<b>1.89</b>	<b>42.5</b>	
独立行政法人 医薬基盤研究所	218.5	5.0	2.29	0.0	
独立行政法人 国立循環器病研究センター	1,012.5	26.0	2.57	0.0	
独立行政法人 造幣局	993.5	20.5	2.06	0.0	
国立大学法人 大阪大学	5,745.5	123.5	2.15	0.0	
国立大学法人 大阪教育大学	569.5	13.0	2.28	0.0	
公立大学法人 大阪府立大学	890.5	14.0	1.57	4.0	
公立大学法人 大阪市立大学	1,964.0	17.0	0.87	24.0	
大阪府土地開発公社	79.5	2.0	2.52	0.0	
大阪府住宅供給公社	413.0	11.0	2.66	0.0	
大阪市住宅供給公社	301.0	5.0	1.66	1.0	注4①
地方独立行政法人 大阪府立病院機構	2,874.0	55.0	1.91	5.0	注4②
地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	530.5	2.5	0.47	8.5	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ①大阪市住宅供給公社においては、8月1日現在において、障害者の数6人、実雇用率1.99%、不足数は0.0人となっている。  
②大阪府立病院機構においては、10月1日現在において、障害者の数60.5人、実雇用率2.11%、不足数は0.0人となっている。